

令和8年度東京都公立学校スクールカウンセラー選考実施要項

令和7年10月
東京都教育委員会

令和8年度の東京都公立学校スクールカウンセラー選考は、東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成27年東京都教育委員会規則第5号）及び東京都公立学校会計年度任用職員設置要綱（令和元年12月25日31教人職第1973号）に基づき、この要項の定めるところにより実施します。

1 職名

東京都公立学校スクールカウンセラー（東京都公立学校会計年度任用職員）

2 身分等

スクールカウンセラーは、地方公務員法第22条の2第1項1号に基づく会計年度任用職員としての身分を有します。

3 職務内容

スクールカウンセラーは、職務への理解を深め、配置校の校長、配置校を所管する教育委員会の指揮監督の下に、学校内において、校長の経営方針や教育相談の方針に即して、高い勤務意欲や協調性を発揮し、外部機関との連携等を行いながら、以下に掲げる職務を行います。

- (1) 児童・生徒へのカウンセリング
- (2) 保護者への助言・援助
- (3) 児童・生徒集団、学級や学校等の集団に対するアセスメントと助言・援助
- (4) 児童・生徒の困難、ストレスへの対処方法、心の教育に資する全ての児童・生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施
- (5) いじめや暴力行為などの問題行動、不登校、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助
- (6) 教職員に対するコンサルテーション
- (7) 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施
- (8) 児童・生徒のカウンセリング等に関し、配置校の校長及び配置校を所管する教育委員会が必要と認める事項

4 応募資格

東京都公立学校スクールカウンセラーとしての役割を理解し、その職務を遂行する熱意のある者で、次に掲げる(1)から(4)までのいずれかの要件及び(5)の要件を満たす者とします。

- (1) 公認心理師
- (2) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者で、令和8年4月1日現在で臨床心理士資格登録証明書の交付日以降、1年以上が経過する者
- (3) 精神科医
- (4) 児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学及び同法第97条に規定する大学院（以下「大学等」という。）における心理学系の学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）若しくは助教の職にある者又はそれらの職にあった者
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 東京都職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

5 任用予定者

1,700 名程度（再度任用者を含む。）

6 選考

(1) 選考区分

ア 公募による任用

- (ア) 令和 7 年度に、東京都公立学校スクールカウンセラーとして任用されていない者
- (イ) 令和 7 年度で公募によらない再度任用回数が 4 回となる者

イ 公募によらない再度任用

令和 7 年度で公募によらない再度任用回数が 4 回未満の者

※ 令和 7 年 9 月 30 日（火）までに退職している者は、「公募による任用」となります。

(2) 申込書等の提出

本要項に定める選考を受験しようとする者は、次の書類を定められた期日及び方法により提出してください。

ア 東京都公立学校会計年度任用職員申込書の提出方法及び期日

(ア) 公募による任用

【提出書類】（第 1 号様式）東京都公立学校会計年度任用職員申込票

【提出方法】電子申請

以下の URL 又は二次元コードより電子申請フォームに必要事項を入力してください。

（電子申請フォーム URL）

新 規 採 用 <https://logofom.jp/form/tmgform/1238811>

公募による再度任用 <https://logofom.jp/form/tmgform/1239153>



新規採用

【提出期日】令和 7 年 10 月 1 日（水）から 10 月 15 日（水）まで



公募による再度任用

(イ) 公募によらない再度任用

【提出書類】（第 2 号様式）東京都公立学校会計年度任用職員申込書（再度任用）

【提出方法】本務校をとおしての申込

【提出期日】

区市町村教育委員会又は都立学校長の定める日まで

※ 申込書等を本務校の管理職へ提出してください。

イ 資格を証する書類

(ア) 本要項 4 (1) に該当する者は、公認心理師登録証の写し

(イ) 本要項 4 (2) に該当する者は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会臨床心理士資格登録証明書の写し

(ウ) 本要項 4 (3) に該当する者は、医師免許証の写し

- (エ) 本要項 4 (4) に該当する者は、勤務校の在職証明書
(証明書発行日が令和 7 年 4 月 1 日以降のもの)

＜問合せ先＞

公益財団法人東京都教育支援機構 第二事業部事務支援課 会計年度任用職員選考担当 宛て

電話番号 03-5989-1636 (直通)

問合せ受付時間 平日 午前 9 時から午後 5 時まで

※ スクールカウンセラーの選考業務は、公益財団法人東京都教育支援機構に委託しています。

(3) 選考内容等

ア 選考内容

書類審査及び面接により選考を行います。

ただし、本要項 6 (1) イに該当する者（東京都公立学校スクールカウンセラーとして条件付採用期間に該当する者を除く。）は、面接による選考に代えて、勤務評価等により選考を行います。

イ 面接日及び面接開始時刻

令和 7 年 11 月 30 日（日）又は令和 7 年 12 月 7 日（日）

受験票で指定されている日時

※ 受験票で指定された日時は変更できません。指定された日時に不在の場合は、「欠席」として合否判定の対象外とします。

ウ 面接会場

受験票に指定されている会場にて実施します。

(4) 受験票等関係書類の送付

ア 公募による任用の受験票等関係書類を電子メールにて送付します。

令和 7 年 11 月 17 日（月）時点で受信が確認できない場合には、上記の問合せ先に御連絡ください。

イ 公募によらない再度任用において、勤務評価等により選考を行えない場合は、面接による選考を行います。対象の方には、本務校を通じて受験票等関係書類をお送りします。

7 選考後の流れ

(1) 選考結果

選考結果は、令和 8 年 1 月下旬（予定）に電子メールにて本人宛て送付します。東京都教育委員会のホームページや都庁本庁舎での発表はありません。また、電話等での合否照会には応じられません。

(2) 「任用予定者名簿」への登載

東京都教育委員会が、選考基準に達したと判断した者を合格者とし、東京都公立学校スクールカウンセラー任用予定者として「任用予定者名簿」に登載します。

「任用予定者名簿」の登載期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間です。

(3) 配置校の決定

東京都教育委員会が、任用予定者の中から経験、勤務可能地域、通勤時間等を考慮して配置する学校（以下「配置校」という。）を決定します。

(4) 「任用予定者名簿」からの削除

次の事項に該当した場合には、東京都教育委員会が「任用予定者名簿」から削除します。

(配置校が決定されている場合は、決定も取り消します。)

- ア 正当な理由がなく、決定した配置校を辞退した場合
 - イ 応募資格を欠いていることが明らかとなった場合
 - ウ 心身の故障等により、東京都教育委員会がスクールカウンセラーとして勤務することが困難と認めた場合
 - エ 非違行為その他の事由により、東京都教育委員会がスクールカウンセラーとしての適性を欠くと認めた場合
 - オ 「任用予定者名簿」の登載者本人から、書面により「任用予定者名簿」登載辞退の申出があった場合
 - カ 選考の過程で申告した事柄に虚偽の内容があることが発覚した場合
- (5) 補充任用候補者の「補充任用候補者名簿」への登載
不合格者のうち、成績上位者は、補充任用候補者として「補充任用候補者名簿」に登載します。
この場合、令和8年度途中に欠員が生じ、補充の必要のある場合にのみ当該名簿から任用するものであり、任用が保証されているものではありません。
「補充任用候補者名簿」への登載期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。
なお、任用された場合の任用期間は、任用された日から令和9年3月31日までになります。
- (6) 「補充任用候補者名簿」からの削除
次の事項に該当した場合には、東京都教育委員会が「補充任用候補者名簿」から削除します。(配置校が決定されている場合は、決定も取り消します。)
- ア 正当な理由がなく、決定した配置校を辞退した場合
 - イ 応募資格を欠いていることが明らかとなった場合
 - ウ 心身の故障等により、東京都教育委員会がスクールカウンセラーとして勤務することが困難と認めた場合
 - エ 非違行為その他の事由により、東京都教育委員会がスクールカウンセラーとしての適性を欠くと認めた場合
 - オ 「補充任用候補者名簿」の登載者本人から、書面により「補充任用候補者名簿」登載辞退の申出があった場合
 - カ 選考の過程で申告した事柄に虚偽の内容があることが発覚した場合

8 勤務条件

- (1) 配置校等
- ア 原則として、都内（島しょ地域を含む。）公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等に配置します。
 - イ 勤務することを命じられる学校は、一人のスクールカウンセラーにつき、3校以内を原則とします。
ただし、令和7年度に東京都公立学校スクールカウンセラーとして任用されていない者については、1校を原則とします。
- (2) 勤務時間
1校当たり年間38回、1回当たり7時間45分とします。
- (3) 報酬等
- ア 報酬
令和7年度実績では、1回の勤務につき日額45,700円です。経験者加算などはありません。また、一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給します。
 - イ 通勤費
上記の報酬とは別に、規定に基づき通勤費を支給します（令和7年度実績：上限7,100

円/日)。

(4) 休暇等

(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、妊娠出産休暇等

(無給) 育児時間、生理休暇、妊娠症状対応休暇等

※ 一定の要件に該当する場合

※ 法令等の改正により変更となる場合があります。

(5) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

任期は、1年以内とし、かつ、2会計年度にわたらない。ただし、一定の要件を満たす場合、4回を上限として、公募によらない再度任用が認められることがあります。

なお、期間を定めての任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

(6) その他

勤務する日は、職務の性質上、児童・生徒へのカウンセリングやアセスメント、教職員に対するコンサルテーションを継続的にきめ細かく行う必要があるため、配置校の予定や都合と照らして、年間を通して偏りがないように設定しますので、あらかじめ、御了承ください。

9 その他

(1) 申込書の記入及び選考につきましては、別紙記入上の注意事項等を御参照ください。

(2) 申込後に辞退をされた場合、申込に係る提出書類等のデータは一定期間経過後に削除します。

(3) 別日選考は行いません。